

個人情報保護審査諮問書

北広総務第170号  
令和3年12月22日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 山下竜一様

北広島市長 上野正三印



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	本庁舎における業務全般に関する事務(電話による通話)
諮問事項の区分	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 本人以外のものからの個人情報の収集(条例第7条第2項第8号)</li><li>■ 思想・信条等に関する個人情報の収集(条例第7条第3項ただし書)</li><li>■ 目的外利用及び提供の可否(条例第8条第1項第6号)</li><li>□ オンライン結合による提供の適用除外(条例第9条第2項)</li><li>□ オンライン結合による不適正利用に対する措置に関する事項(条例第9条第3項)</li><li>□ その他個人情報保護制度に係る重要な事項</li></ul>
諮問事項の具体的な内容	業務の公正かつ適正な執行を確保及び職員への不正な圧力の排除を図るため、「北広島市電話通話記録装置取扱要綱」を策定し、電話通話記録装置による個人情報の収集及び利用を可能とする取扱いといたく、要綱に規定する予定の個人情報の取扱いについて、貴審議会の意見をいただきたく、諮問いたします。
理由	上記目的のため、総務課において電話通話記録装置の本格的な運用を行い、本庁舎での通話に係る録音データの保存を行うこととするため。ただし、録音データについては、業務上及び事案上必要となった場合に限り、録音データを特定し、当該データを一定期間にわたり保存するものである。
担当部課等	総務課 総務・法制担当(内線3312・3313)